

#### 4 川崎市自主防災組織育成指導要綱【危機管理本部】

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び川崎市地域防災計画に基づき、川崎市が行う自主防災組織の育成に関する指導等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地震若しくは風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に被害を防止し、軽減し、又は予防するため、住民が自主的に結成し運営する組織をいう。
- (2) 住民組織 地域住民が組織した町内会・自治会等をいう。
- (3) 推進機関 危機管理本部をいう。
- (4) 実施機関 区役所、消防局及び上下水道局をいう。

(認定基準)

第3条 自主防災組織の認定基準は、次の各号のとおりとし、当該各号に適合したものを以て自主防災組織と認定する。

- (1) 次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 住民組織を単位として結成された組織
  - イ 住民組織が、その活動区域の地形、面積又は構成世帯の規模等の事情により、自主防災組織の効果的な運営を図るため、当該組織の総意により、地域を分割し、又は2以上の住民組織を統合して結成された組織で区長が認めたもの
- (2) 別表第1に例示する組織を編成し、かつ、別表第2に例示する役割分担に基づいて活動する組織であること。
- (3) 市長へ届け出たもの。

(育成方針)

第4条 自主防災組織の育成は、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。

(業務)

第5条 推進機関及び実施機関が行う自主防災組織の育成に関する業務は、別表第3のとおりとする。

2 推進機関及び実施機関は、前項に規定する業務を積極的に実施するとともに相互に協力しなければならない。

(結成の指導)

第6条 自主防災組織の結成に係る指導は、住民組織との交流の機会をとらえて、積極的に地域における防災意識の高揚を図り、その結成を働きかけるとともに、第3条の規定に適合する組織となるよう指導するものとする。

2 前項の指導により、自主防災組織の結成をみたときは、自主防災組織結成届出書（第1号様式）を提出するよう、当該組織に対し指導するものとする。

(活動の指導)

第7条 自主防災組織の活動に係る指導は、その実効を期すため自発的な活動を計画的に働きかけ、組織の活性化を図るよう努めるものとする。

(台帳)

第8条 危機管理本部及び区役所は、自主防災組織台帳（第2号様式）を備えて置くものとする。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、危機管理監が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 58 年 4 月 15 日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の適用日前において、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱（昭和 52 年 7 月 1 日施行）により補助金を受け、資器材を整備している組織にあつては、第 3 条第 3 号に規定する市長への届出があつたものとみなす。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日 27 川総危第 1 4 7 7 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

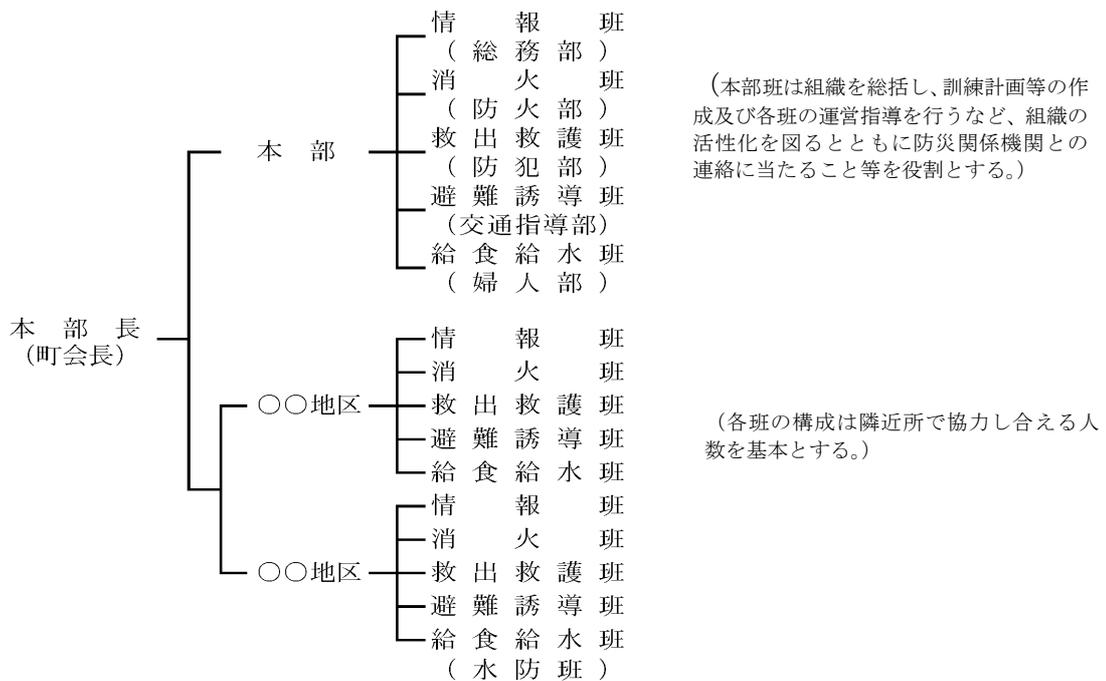
附 則（平成 30 年 3 月 30 日 29 川総危第 1 4 0 7 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日 3 川総危第 1 8 0 1 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 自主防災組織編成例



備 考

- 1 住民組織の機構（活動分野）の 1 つとして自主防災組織を位置づけることが地域活動の一体性を図るうえで好ましいものであること。
- 2 この表はあくまで例示であり、各班の構成は地域の実情（例えば、水害のおそれのある地域では、水防班を置くなど）に応じて編成することが望ましい。
- 3 本部組織中のカッコ内は、既存の町内会等の機構をそのまま活用した場合の編成例である。

別表第2 自主防災組織の役割例

活動の考え方	平常時の活動	災害時の活動
班構成	<p>各班の役割は、これを分担するそれぞれの班が中心となり、これに他の班が協力して実施する。この活動により区域内の住民の防災に対する関心を維持し、災害時における行動力を養う。</p>	<p>災害の実態に応じた活動態勢をとる。例えば火災の心配のない場合には、消火班は他の班の活動を支援する。このような方法で全班が協力して災害に対処する。</p>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災に関する知識の普及</li> <li>○講演会の開催</li> <li>○情報の収集・伝達用器材の準備と管理</li> <li>○情報の収集・伝達訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害情報の収集と伝達</li> <li>○防災機関に対する災害状況の通報</li> <li>○避難勧告等の伝達</li> </ul>
消火班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○火気使用設備器具等の点検</li> <li>○石油類の管理状況の点検</li> <li>○消火用器材の準備と管理</li> <li>○初期消火訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初期消火活動</li> <li>○地震時における出火防止の呼びかけ</li> </ul>
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急手当の知識の普及</li> <li>○負傷者等の救出と応急手当用器材の準備と管理</li> <li>○応急手当等の訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○負傷者等の救出活動と応急手当等の救護活動</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難路・避難場所の周知と現状の把握</li> <li>○災害時要援護者の把握</li> <li>○避難誘導用器材の準備と管理</li> <li>○非常持出品の準備と普及</li> <li>○避難訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全な避難場所の指示</li> <li>○避難行動を促すための説得</li> <li>○災害時要援護者の避難と手助け</li> <li>○避難誘導</li> </ul>
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○炊飯用具等の準備と管理</li> <li>○炊出し訓練の実施</li> <li>○給水訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急物資・応急給水等の実施</li> <li>○炊出し等の給食活動</li> <li>○給水活動</li> </ul>
その他地域の実情に応じ必要とされる班	<p>例えば、水害のおそれのある地区では水防班、がけ崩れ危険地区では巡視班等を設け、その役割を果たすために必要な平常時の活動及び災害時の活動を定める。</p>	

別表第3

- 1 推進機関及び実施機関の共通の業務
  - (1) 防災集会の講師の派遣
  - (2) 映画及び資料等の貸出し
  - (3) 防災情報及び資料の提供
  - (4) 自主防災組織の育成に関する助言等
- 2 推進機関及び実施機関の個別の業務

機関名	業務
危機管理本部	(1) 自主防災組織の育成に係る企画・立案及び助成に関すること
区 役 所	(1) 自主防災組織及び他の実施機関との連絡調整 (2) 自主防災組織の結成及び防災集会等に係る指導 (3) 助成に関すること (4) 情報の収集・伝達訓練 (5) 避難訓練 (6) 救護訓練 (7) 給食（炊出し等）訓練 (8) 水防訓練
消 防 局 (消 防 署)	(1) 防災訓練及び防災集会等に係る指導 (2) 初期消火訓練 (3) 救出訓練
上下水道局	(1) 応急給水訓練 (2) 組立・給水研修

備 考

個別の業務に掲げた業務以外の訓練等を行う必要がある場合は、その内容に応じて区役所の調整により担当機関を決定するものとする。